

## 後期高齢者医療保険料の軽減について

保険年金課 ☎66・1102

### ◆被保険者均等割額の軽減

世帯主とその世帯にいる被保険者の所得金額の合計に応じて、被保険者均等割額を軽減します。

**5割軽減、2割軽減の対象が拡大されました。**

区分	基準となる所得金額
9割軽減	所得金額の合計が33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下、かつその他各種所得がない
8・5割軽減	所得金額の合計が33万円以下で、9割軽減に該当しない
5割軽減	33万円+(26万円×世帯の被保険者数)以下
2割軽減	33万円+(47万円×世帯の被保険者数)以下

### ◆保険料の減免

※年齢、収入の状況や世帯構成によって基準が異なります。

次のいずれかに該当し、保険料の納付が困難な方は、申請により保険料の減免が認め

- ① 災害により、住宅や家財に著しい損害を受けた場合
- ② 事業の廃止、失業などにより収入が著しく減少した場合

## 保険税(料)の所得の申告をお願いします

保険年金課

国民健康保険税 ☎66・11172

後期高齢者医療 ☎66・11102

国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減・減免を受けるには、所得の申告が必要です。収入がなかった方、非課税年金(障害基礎年金・遺族年金など)を受けている方、所得税、市県民税申告の必要のない方でも、所得の申告をしてください。

申告期限

◆国民健康保険税

6月26日(金)

◆後期高齢者医療保険料

6月15日(月)

## 非自発的失業者に対する国民健康保険税軽減

保険年金課 ☎66・11172

平成21年3月31日以後に倒産や解雇など自ら望まない形で離職した65歳未満の方(非

自発的失業者)の国民健康保険税について、離職の翌日の属する月から翌年度末までの間、離職者本人の給与と所得を3割に減額して算定されます。対象者は必ず「雇用保険受給資格者証」を提示して申告してください。

対象

- ・ 特定受給資格者
- ・ 特定理由離職者
- ・ 特定理由離職者
- ・ 雇用保険受給資格者証の離職理由番号11・12・21・22・23・31・32・33・34に該当

## 脳ドック受診の助成

保険年金課 ☎66・1103

国民健康保険および後期高齢者医療加入者の方に脳ドック受診の助成を行います。

受診日 7月～平成28年3月

までの月・水・金曜日(祝日は除く)の午後3時以降。

日時是指定します。

受診場所 市民病院

対象

○国民健康保険被保険者

昭和40年4月2日以前に生まれた方で、世帯主および国民健康保険者全員に市税等の滞納のない方。

○後期高齢者医療被保険者

本人に後期高齢者医療保険料および市税等の滞納のない方。

※昨年度助成を受けられた方は、受診できません。

※市民病院脳神経外科に通院されている方は主治医と相談の上お申し込みください。

定員

- ・ 国保加入者………80人
- ・ 後期高齢加入者………20人

(定員を超えた場合は抽選)個人負担 3万円(脳ドック6万円のうち5割を市が助成)

申し込み 6月12日(金)までに、印鑑、保険証を持参のうえ、保険年金課へ。申請書(保険年金課、ホームページにあります)または申請に必要な項目を記入したハガキ、書面の郵送(〒443-8601)による申し込みもできます。

申請に必要な項目 申請年月日・世帯主氏名(押印)・住所・受診希望者の氏名(フリガナ)・性別・生年月日・年齢・世帯主との続柄・住所・電話番号・保険証の記号番号・個人情報確認事務の同意文(私および世帯員の市税等納付状況の確認事務を行うことに同意します。)

## 市税条例の一部が改正されました

税務収納課

固定資産税(土地)

☎66・11133

平成27～29年度までの土地にかかる固定資産税の負担調整措置の仕組みが原則として継続されます。

軽自動車税 ☎66・11155

原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車などの税率の引き上げは1年延期し、平成28年度から適用します。

法人市民税 ☎66・11166

資本金などの額に係る規定整備がされました。

## パスポートの申請は市役所でできます

市民課 ☎66・1110

取扱時間

午前9時～午後5時

※土日祝休日・年末年始を除く。

取扱場所 市民課

対象 日本国籍を有し、市内に住所を有する方

受取期間 申請日から8日目以降(開庁日は除く)